

評議員及び役員の退任慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至誠学舎東京（以下「法人」という）の評議員及び役員の退任慰労金について必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程でいう評議員及び役員（以下「役員等」という。）とは次のとおりとする。

- 1) 法人の評議員、理事、監事

(退任慰労金)

第3条 役員等が退任したときは、在任期間に応じ別表1による退任慰労金を支給する。

(期間の計算)

第4条 役員等の在任期間は、その者が法人の役員等であった期間をいう。

- 2 第3条の期間の計算において1年に満たない端数月は1年に切り上げ、1ヶ月に満たない端数日は切り捨てるものとする。

(慰労金の計算)

第5条 役員等の在任中に複数の役職に就いた場合、慰労金は各々の役職の在任期間に応じた慰労金を合算した額とする。

(慰労金の増額)

第6条 第3条の慰労金について、理事長がその者の在任期間、功労等により特に必要があると認められた時は、その額の10%を超えない範囲において増額することができる。

(特別功労金)

第7条 理事長は、法人創設等に功労があり、特に必要があると認められた時は、評議員会及び理事会の承認を得て、特別功労金を支給することができる。

- 2 対象者は法人創設役員等で、平成10年4月の就任から退任までとする。

(特別功労金の計算)

第8条 特別功労金の計算は、特別な功労に応じたものとする。（別表2）

(費用の負担)

第9条 この規程の実施に必要な費用は法人本部拠点区分の負担とする。

- 2 第3条の退任慰労金に対して、各年度に必要な費用を引当てるものとする。

(支給の方法)

第10条 退任慰労金の支給は、退任後2か月以内とする。ただし、特別功労金がある場合は、評議員会及び理事会の承認後2ヶ月以内に支給するものとする。

- 2 支給の方法は、銀行振込とする。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、評議員会の決議を経るものとする。

附 則

1. この規程は平成19年4月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
3. この改正規程は、平成30年6月23日から施行する。

別表 1

役 職 名	計 算 基 礎 額
理 事 長	在任期間 1 年につき 3 万円の割合
常務理事	〃 2 万円の割合
理事・監事・評議員	〃 1 万円の割合

別表 2 (第 8 条 特別功労金の計算)

対 象 者	支給基礎額	特別功労倍率
法人創設時の理事・監事 評議員	在任期間 1 年につき 1 万円	支給基礎額につき 2 倍率